

資料 1

表1-1 総数, 年齢3区分 (0~14歳, 15~64歳, 65歳以上) 別総人口及び年齢構造係数: 出生中位 (死亡中位) 推計

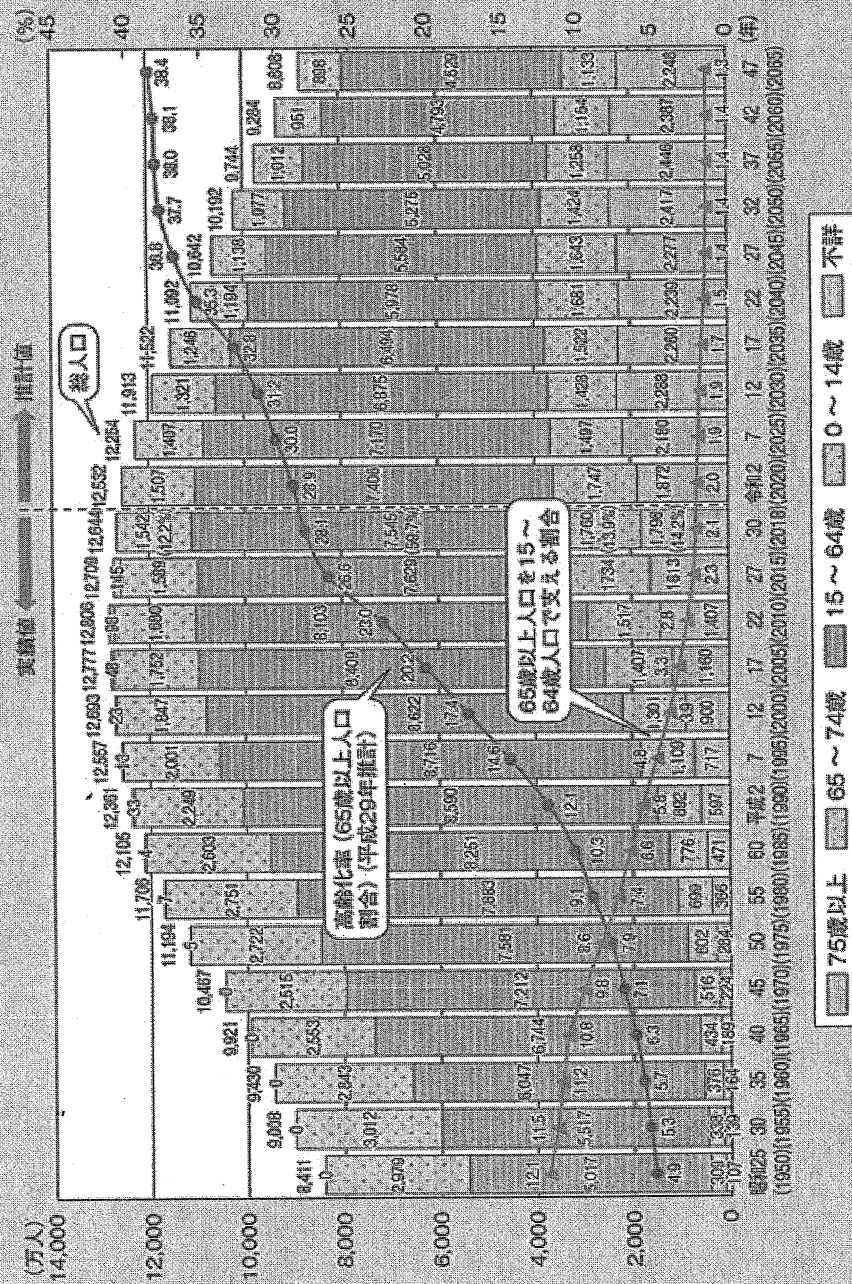
年 次	人 口 (1,000人)				割 合 (%)		
	総 数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成 27 (2015)	127,095	15,945	77,282	33,868	12.5	60.8	26.6
28 (2016)	126,838	15,771	76,482	34,585	12.4	60.3	27.3
29 (2017)	126,532	15,587	75,782	35,163	12.3	59.9	27.8
30 (2018)	126,177	15,413	75,158	35,606	12.2	59.6	28.2
31 (2019)	125,773	15,235	74,622	35,916	12.1	59.3	28.6
32 (2020)	125,325	15,075	74,058	36,192	12.0	59.1	28.9
33 (2021)	124,836	14,900	73,550	36,386	11.9	58.9	29.1
34 (2022)	124,310	14,702	73,130	36,479	11.8	58.8	29.3
35 (2023)	123,751	14,484	72,683	36,584	11.7	58.7	29.6
36 (2024)	123,161	14,276	72,181	36,704	11.6	58.6	29.8
37 (2025)	122,544	14,073	71,701	36,771	11.5	58.5	30.0
38 (2026)	121,903	13,867	71,231	36,805	11.4	58.4	30.2
39 (2027)	121,240	13,684	70,716	36,840	11.3	58.3	30.4
40 (2028)	120,555	13,502	70,147	36,905	11.2	58.2	30.6
41 (2029)	119,850	13,353	69,507	36,990	11.1	58.0	30.9
42 (2030)	119,125	13,212	68,754	37,160	11.1	57.7	31.2
43 (2031)	118,380	13,028	68,353	37,000	11.0	57.7	31.3
44 (2032)	117,616	12,862	67,557	37,197	10.9	57.4	31.6
45 (2033)	116,833	12,713	66,738	37,383	10.9	57.1	32.0
46 (2034)	116,033	12,579	65,861	37,592	10.8	56.8	32.4
47 (2035)	115,216	12,457	64,942	37,817	10.8	56.4	32.8
48 (2036)	114,383	12,344	63,954	38,084	10.8	55.9	33.3
49 (2037)	113,535	12,239	62,905	38,391	10.8	55.4	33.8
50 (2038)	112,674	12,137	61,813	38,724	10.8	54.9	34.4
51 (2039)	111,801	12,037	60,748	39,016	10.8	54.3	34.9
52 (2040)	110,919	11,936	59,777	39,206	10.8	53.9	35.3
53 (2041)	110,028	11,833	58,877	39,318	10.8	53.5	35.7
54 (2042)	109,131	11,726	58,053	39,352	10.7	53.2	36.1
55 (2043)	108,229	11,616	57,268	39,346	10.7	52.9	36.4
56 (2044)	107,326	11,501	56,539	39,285	10.7	52.7	36.6
57 (2045)	106,421	11,384	55,845	39,192	10.7	52.5	36.8
58 (2046)	105,518	11,264	55,207	39,046	10.7	52.3	37.0
59 (2047)	104,616	11,142	54,580	38,894	10.7	52.2	37.2
60 (2048)	103,716	11,019	53,948	38,749	10.6	52.0	37.4
61 (2049)	102,819	10,894	53,331	38,594	10.6	51.9	37.5
62 (2050)	101,923	10,767	52,750	38,406	10.6	51.8	37.7
63 (2051)	101,029	10,639	52,213	38,177	10.5	51.7	37.8
64 (2052)	100,135	10,511	51,690	37,934	10.5	51.6	37.9
65 (2053)	99,240	10,381	51,193	37,665	10.5	51.6	38.0
66 (2054)	98,342	10,252	50,726	37,365	10.4	51.6	38.0
67 (2055)	97,441	10,123	50,276	37,042	10.4	51.6	38.0
68 (2056)	96,534	9,996	49,836	36,703	10.4	51.6	38.0
69 (2057)	95,622	9,870	49,380	36,372	10.3	51.6	38.0
70 (2058)	94,702	9,747	48,927	36,029	10.3	51.7	38.0
71 (2059)	93,775	9,626	48,438	35,711	10.3	51.7	38.1
72 (2060)	92,840	9,508	47,928	35,403	10.2	51.6	38.1
73 (2061)	91,897	9,394	47,422	35,081	10.2	51.6	38.2
74 (2062)	90,949	9,284	46,899	34,766	10.2	51.6	38.2
75 (2063)	89,994	9,177	46,362	34,456	10.2	51.5	38.3
76 (2064)	89,036	9,074	45,831	34,132	10.2	51.5	38.3
77 (2065)	88,077	8,975	45,291	33,810	10.2	51.4	38.4

各年10月1日現在の総人口 (日本における外国人を含む)。平成27 (2015) 年は、総務省統計局『平成27年国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口 (参考表)』による。

65歳以上人口のうち、65～74歳人口は「団塊の世代」が高齢期に入った後に平成28（2016）年の1,768万人でピークを迎える。その後は、令和10（2028）年まで減少傾向となるが再び増加に転じ、令和23（2041）年の1,715万人に至った後、減少に転じると推計されている。

一方、75歳以上人口は、令和36（2054）年まで増加傾向が続くものと見込まれている¹（図1-1-2）。

図1-1-2 高齢化の推移と将来推計



資料：棒グラフと実線の高齢化率については、2015年までは総務省「国勢調査」、2018年は総務省「人口推計」（平成30年10月1日確定値）、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。
 （注1）2018年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「平成27年国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（参考表）」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950年～2015年の高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。

資料3

資料1-2-27 弁護士人口将来予測－2021年に新規法曹を1,500人にした後1,500人を維持－

(2020年に司法試験合格者数1,500人)

年	①法曹三者 の総人口 (人)	②新規法曹 資格者 (前年の司法試 験合格者数) (人)	③43年前 修習終了者 (人)	④弁護士 人口 (人)	⑤弁護士 増加数 (前年比) (人)	⑥43年前 新規弁護士 登録者 (人)	⑦国民人口 推計 (千人)	⑧弁護士 1人あたりの 国民数 (人)
2018	44,805	1,517	543	40,066	1,654	538	126,443	3,156
2019	45,868	1,525	537	41,118	959	490	125,773	3,059
2020	46,883	1,502	487	42,057	939	488	125,325	2,980
2021	47,920	1,500	463	43,055	998	427	124,836	2,899
2026	53,035	1,500	483	47,888	973	452	121,903	2,546
2031	58,272	1,500	482	52,793	944	481	118,380	2,242
2036	63,293	1,500	506	57,512	964	461	114,383	1,989
2041	67,421	1,500	726	61,581	757	668	110,028	1,787
2046	69,694	1,500	1,005	63,879	432	993	105,518	1,652
2051	68,636	1,500	2,340	62,621	－848	2,273	101,029	1,613
2056	65,380	1,500	2,034	59,270	－562	1,987	96,534	1,629
2057	64,907	1,500	1,973	58,722	－548	1,973	95,622	1,628
2058	64,641	1,500	1,766	58,316	－406	1,831	94,702	1,624
2059	64,379	1,500	1,762	57,861	－455	1,880	93,775	1,621
2060	64,316	1,500	1,563	57,613	－248	1,673	92,840	1,611
2061	64,299	1,500	1,517	57,384	－229	1,654	91,897	1,601
2062	64,274	1,500	1,525	57,360	－24	1,449	90,949	1,586
2063	64,272	1,500	1,502	57,358	－2	1,427	89,994	1,569
2064	64,272	1,500	1,500	57,358	0	1,425	89,036	1,552

【注】2021年から2056年までは5年置きで表示。

資料 4

2-2-1 民事事件

第2章

民事事件等に関する活動

民事事件等に関する活動は、弁護士業務の重要な部分を占める。その範囲は、裁判所における民事、家事、行政の手続だけでなく、裁判外紛争解決手続（ADR）、行政不服審査、諸審判手続、交渉、法律相談など幅広く、市民生活や企業の活動において弁護士の果たす役割は大きい。

本章は、裁判所における民事、家事、行政事件のほか、民事事件等に関わる弁護士活動について、各統計資料をもとにまとめたものである。

第1節 民事事件

1 民事訴訟事件数の推移

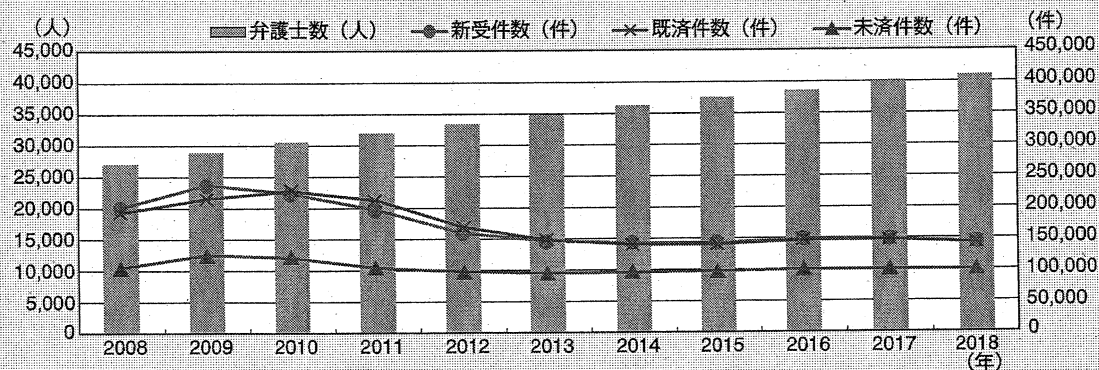
以下は、地方裁判所における民事第一審通常訴訟事件数と弁護士数について経年変化をまとめたものである。なお、近年の民事訴訟事件数の変動には、過払金（不当利得）の返還を求める訴訟（過払金返還請求訴訟）の影響があるのではないかとされていることから、115頁にて、不当利得返還請求訴訟事件数等の推移について掲載している。

本章では、以下、不当利得返還請求を内容とする事件等を「過払金等事件」、不当利得返還請求を内容とする事件を除いた事件を「過払金等以外事件」という。

資料2-2-1-1 民事第一審通常訴訟事件数（地方裁判所）と弁護士数

年	民事第一審通常訴訟事件（地方裁判所）			弁護士数（人）
	新受（件）	既済（件）	未済（件）	
2008	199,522	192,246	105,055	26,959
2009	235,508	214,519	126,040	28,796
2010	222,594	227,439	121,201	30,429
2011	196,366	212,499	105,068	31,909
2012	161,313	168,227	98,155	33,317
2013	147,390	149,931	95,611	34,743
2014	142,487	141,012	97,094	36,160
2015	143,816	140,991	99,916	37,445
2016	148,306	148,022	100,224	38,739
2017	146,680	145,985	100,921	39,865
2018	138,443	138,681	100,683	40,934

資料2-2-1-2 民事第一審通常訴訟事件数（地方裁判所）と弁護士数の推移



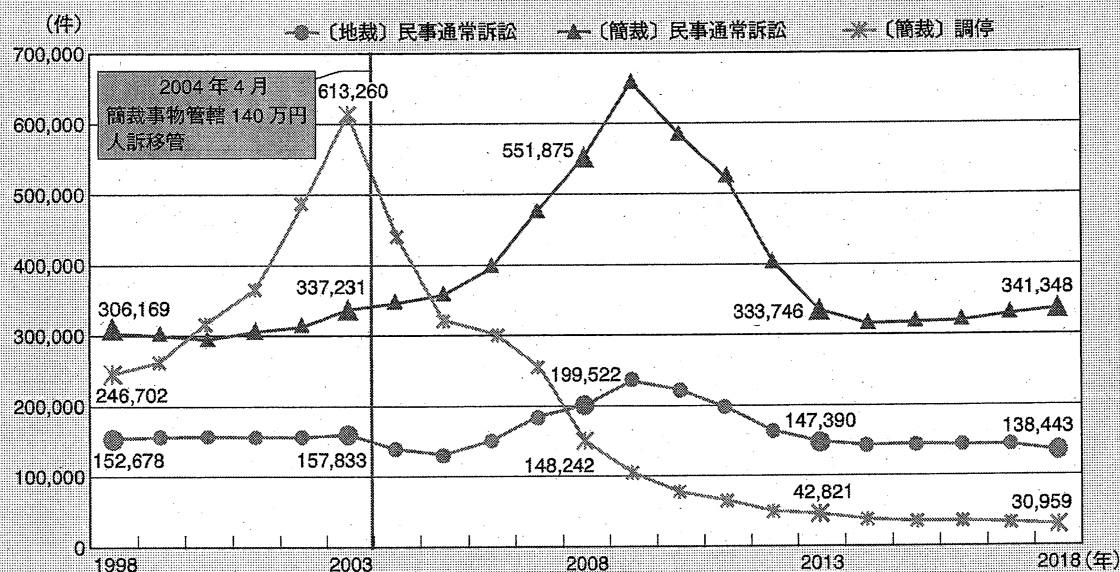
- 【注】1. 弁護士数は、各年の12月31日現在のもの。
 2. 民事事件数は、「司法統計年報（民事・行政編）」「民事・行政事件数－事件の種類及び新受、既済、未済－全地方裁判所及び地方裁判所別」によるもの。
 3. ここでの「民事第一審通常訴訟事件」とは、地方裁判所における「通常訴訟事件」及び「人事訴訟事件」を指す。なお、2004年4月1日以降提起された人事訴訟は、地方裁判所から家庭裁判所に移管されており、地方裁判所は同日以前から係属していた事件及び経過措置により同日以後に提起されたそれに関する反訴事件等のみを管理していたが、2010年までに全て既済となった。

2 民事第一審通常訴訟事件の新受件数の推移

弁護士が関わることの多い地方裁判所・簡易裁判所の民事第一審通常訴訟と、増減の変化の大きい簡易裁判所の民事調停の新受件数の推移を見ると、民事第一審通常訴訟は地方裁判所・簡易裁判所ともに増加し続けていたが、2010年から減少に転じている。

他方、簡易裁判所の民事調停は、2003年をピークに減り続けている。

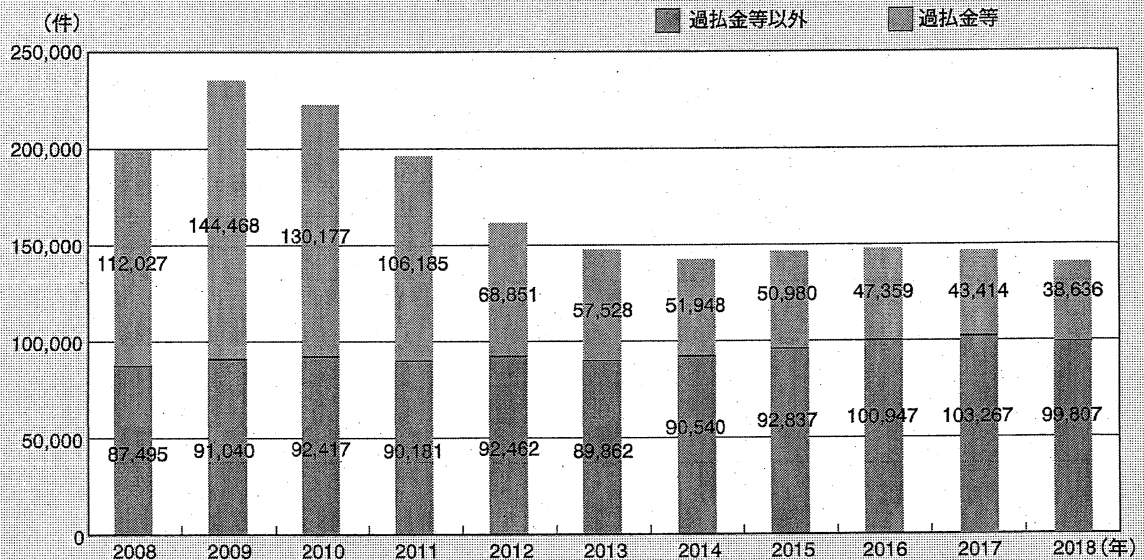
資料2-2-1-3 民事第一審通常訴訟新受件数の推移（地方裁判所・簡易裁判所）



- 【注】1. 数値は、『司法統計年報（民事・行政編）』『民事・行政事件数－事件の種類及び新受、既済、未済－全地方裁判所及び地方裁判所別、全簡易裁判所及び地方裁判所管内全簡易裁判所別』によるもの。
 2. 本項の地方裁判所における「民事第一審通常訴訟事件」とは、「通常訴訟事件」及び「人事訴訟事件」を指す。
 3. 2004年4月1日から、簡易裁判所の事物管轄については140万円に引き上げられ、140万円以下の請求に係る事件については簡易裁判所の管轄になった。また、同年同月、人事訴訟は家庭裁判所の管轄となった。

次のグラフは、地方裁判所の民事第一審通常訴訟新受件数の推移について、過払金等以外事件と過払金等事件別にみたものである。新受件数が2009年を境に減少傾向にあるものの、過払金等以外の事件は近年ほぼ横ばいとなっていることに鑑みると、過払金等事件の減少が大きく影響しているものと考えられる。

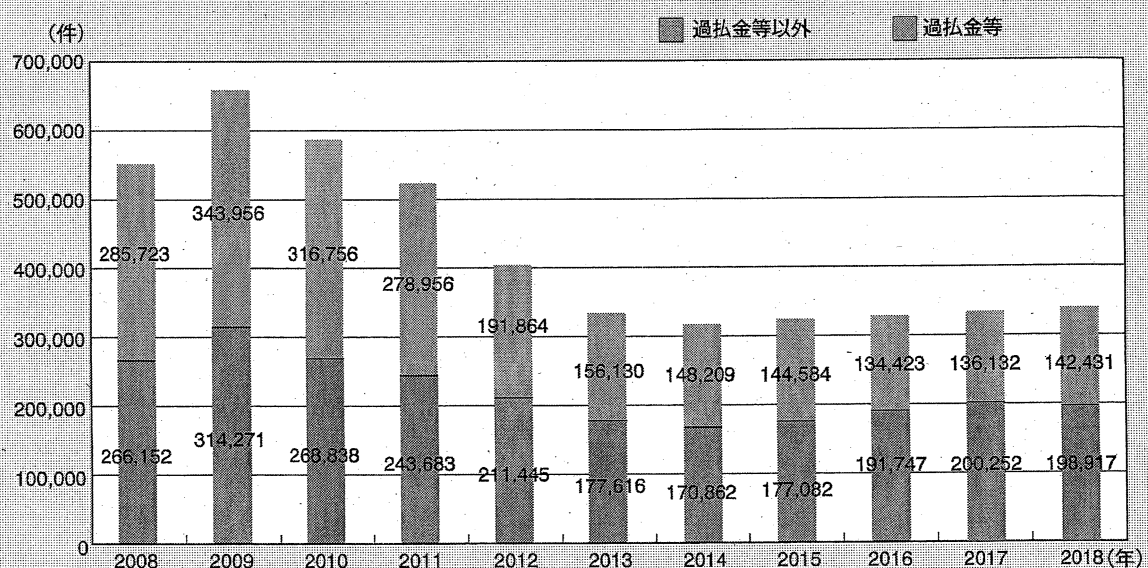
資料2-2-1-4 民事第一審通常訴訟新受件数の推移—内訳別(過払金等以外・過払金等)—(地方裁判所)



【注】数値は、最高裁から提供を受けた資料によるもの。

簡易裁判所においては、過払金等事件は減少傾向にあり、2009年のピーク時と比較すると、2018年の同事件数は半分以下となっている。

資料2-2-1-5 民事第一審通常訴訟新受件数の推移—内訳別(過払金等以外・過払金等)—(簡易裁判所)



【注】1. 数値は、最高裁から提供を受けた資料によるもの。

2. 過払金等事件とは、「不当利得返還請求事件」、「過払金返還請求事件」等、不当利得返還請求を内容とする事件名が付された事件、手付金、地代、家賃、敷金、保証債務の履行等を請求する事件等をいう。

資料 5

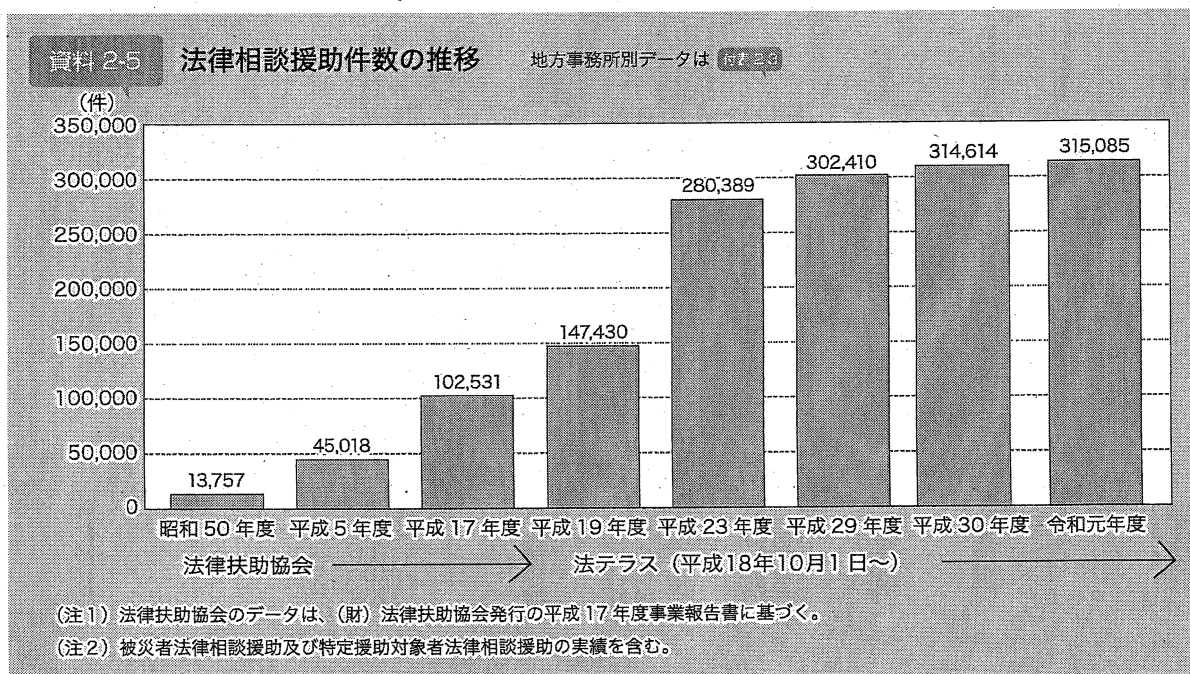
2-4 法律相談援助の状況

1 法律相談援助の状況

(1) 実施状況

法律相談援助件数は、法テラスに法律扶助業務を引き継いだ財団法人法律扶助協会が事業を行っていた昭和50年度に13,757件、平成5年度45,018件、平成17年度102,531件であったが、法テラスが通年で業務を行った初年度である平成19年度には147,430件に急増し、以後、平成23年度280,389件、平成29年度302,410件、平成30年度314,614件（前年度比4.0%増）、令和元年度315,085件（同0.1%増）と毎年増加している。

令和元年度は昭和50年度と比較して約23倍、平成19年度と比較しても2倍を超える件数であり、平成26年度以降、毎年過去最高の件数を更新している。

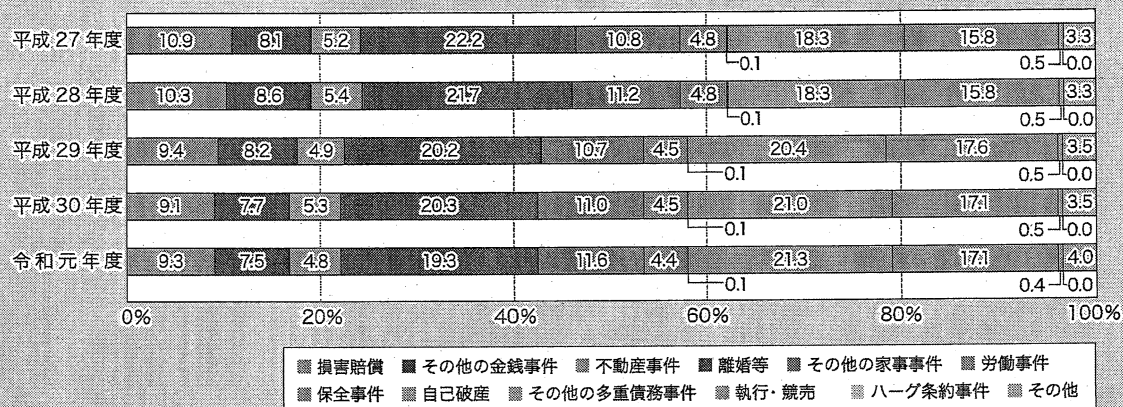


どのような問題で法律相談を受けたかを見ると、令和元年度は自己破産に関する相談が最も多く、21.3%となっている。

近年、離婚や親子関係などの家事に関する相談が、自己破産や任意整理などの多重債務に関する相談とほぼ同じ割合を占める傾向にあったが、平成29年度からは多重債務に関する相談の割合が増加している。

資料 2-6 法律相談援助の事件別内訳の推移

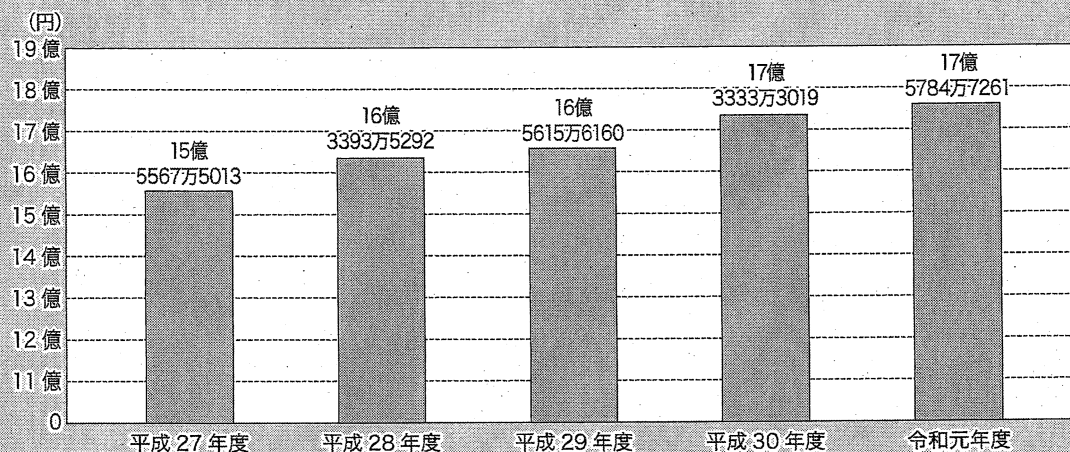
地方事務所別データは 付表 2-4 (令和元年度のみ)



(注) 被災者法律相談援助及び特定援助対象者法律相談援助の実績を含む。

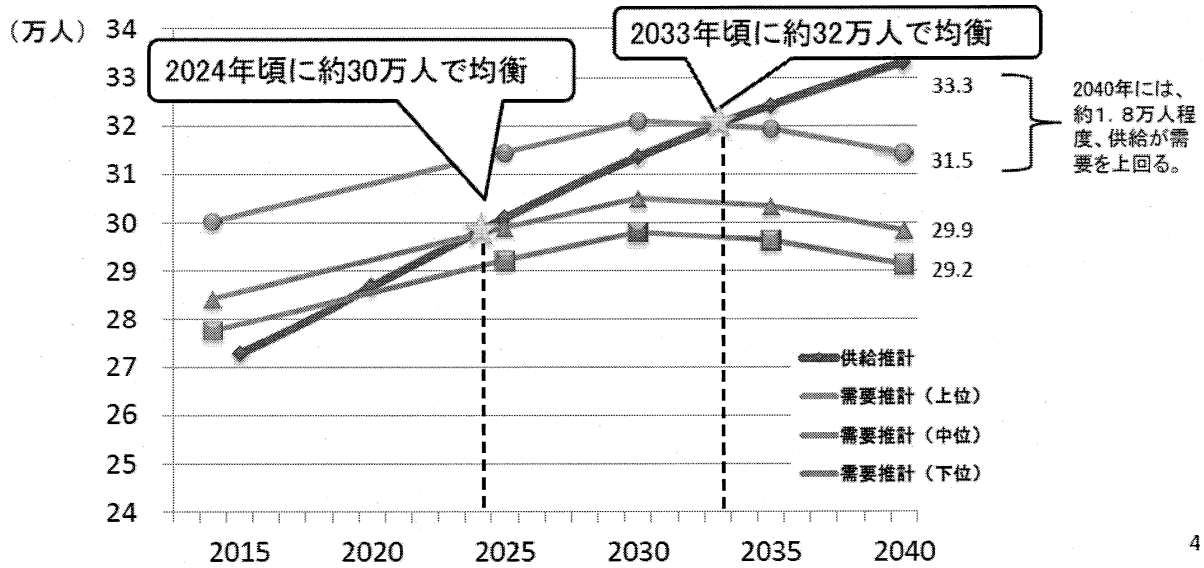
法テラス業務開始以降、民事法律扶助の法律相談援助件数の増加に伴い、法テラスから弁護士・司法書士に支払った相談費用は増加しており、令和元年度は、過去最高となる、17億5784万7261円となった。

資料 2-7 法律相談費の推移



(注) 被災者法律相談援助及び特定援助対象者法律相談援助の実績を含む。

医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会（第19回）2018年4月12日
日配付資料



歯科医師の資質向上等に関する検討会 第1回歯科医師の需給問題に関するワーキンググループ 2015年2月24日配布資料

